

第27回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月29日(月) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 日程第1 農業委員会業務報告について
- 日程第2 議案第24号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
- 日程第3 議案第25号 現況証明願いについて
- 日程第4 議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後1時50分

8. 会議の概要

穀内会長	<p>ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第27回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、6番・竹内 稔委員、7番・水野 敦委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、8月29日開催の第26回総会以降に行われました業務等につきまし</p>

	<p>て報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、9月2日～14日にかけて、定例第3回町議会が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。</p> <p>9月16日、第3班 乙部班長以下委員3名において、芽武地区の現況証明願い1件に係る現地調査を行っております。</p> <p>9月24日、第1班 岩岡班長以下委員4名と穀内会長において、大和地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。</p> <p>9月26日、農業委員OB会が、農協農友会と合同で、歴舟川パークゴルフ場でパークゴルフ、だいじゅ園で懇親会を行い、穀内会長と事務局が参加しております。</p> <p>次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」です。今月の報告は8件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>次に3番「農地法第3条の3の規定による受理通知について」です。番号1番、■■ ■■が字■■、■■㎡（ハイムートル）の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>次に4番「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画は、借主と貸主と町が協議の上、三者で合意があった場合は、集積計画を延長することができるかとされております。これに基づき、今回、1件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料2を添付しております。</p> <p>最後に5番 その他で9月15日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料3を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第24号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第24号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約1件の通知がありました。つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>

薩田係長	<p>申請番号1番 所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■、借受人は、■■■ ■■■ であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和7年9月19日であり、解約事由は、経営規模縮小に伴う合意解約のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第24号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第25号、「現況証明願いについて」申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第25号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合において、土地の所有者から現況証明願いの申請があった際は、農業委員会が申請内容が妥当であるか現地調査を行い、妥当と判断した場合は、登記簿地目の変更に必要な現況証明書を発行するものです。今回ご審議頂きます案件は1件です。内容は、登記簿地目及び農地台帳の現況地目において、牧場になっている地目を畑以外に変更するための申請となっております。つきましては、申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■■ ■■筆であります。登記簿地目は牧場、現況地目は牧場、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は雑種地であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。なお、現地調査につきましては、9月16日に、乙部班長 他2名により実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。第3班・班長、乙部 穀博 委員から報告願います。</p>
乙部委員	<p>申請番号1番の案件につきましては、登記地目の牧場から雑種地に変更するための申請であります。現地を確認した結果、申請地を牧場として利用することは難しいと確認しました。よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第25号、「現況証明願いについて」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第26号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第26号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は1件です。内訳は、所有権の移転が1件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よりお願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。この、あっせん会議は、7月14日に乙部班長 他4名により実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第3班・班長、乙部 穀博 委員から報告願います。</p>
乙部委員	<p>申請番号1番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申し出あり、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、7月14日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質疑ないとき）</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第26号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議ないとき）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p>
清原局長	<p>次回の総会につきましては、10月31日金曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>以上をもって、第27回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年9月29日

会 長 穀内 和夫

委員( 6 番) 竹内 稔

委員( 7 番) 水野 敦